

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の記入上の注意・提出について

- 1 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下、「届出書」）のサービス開始年月日に基づき、給付管理の適用開始日として処理します。介護保険被保険者証の届出日も同じ日付で記載します。

※サービス開始（変更）年月日については、届出日と同じ月であれば、先の日付でも受け付け可能です。過去分については、届出日より前の月分でも受け付け可能です。

※新規認定申請中、区分変更中の場合は、要介護度が確定してから届出をしてください。

※毎月最終開庁日（土日祝休日除く）までに高齢者福祉課に届いたもの（郵送は必着）が、翌月、国保連の審査に反映されます。提出時期にご注意ください。

例 令和4年11月1日から給付管理を開始する届出書の場合

令和4年11月30日までに提出 → 令和4年12月審査に反映

令和4年12月1日に提出 → 令和5年**1月審査**に反映

（令和4年12月審査時点では**返戻**）

- 2 要介護認定を受けて、既に届出書を提出していた方でも、以下の①~③に該当する場合は、新たに届出書を提出してください。

①一度認定期間が空白となり、再度新規の要介護認定を受けた場合

②一度要支援認定を受けた後に、再度要介護認定を受けた場合

③利用者が介護保険施設に入所したがその後施設を退所し、再契約をした場合

- 3 転入、転出等で保険者が変わる場合は、事業者が変わらない時でも、新たに届出書の提出が必要になります。

- 4 月を通してサービスの利用はあるが、月途中で事業所の変更をした場合、月末の居宅支援事業所が給付管理票を作成・提出し介護報酬を請求することになります（小規模多機能型を除く）。月途中変更の場合は、前事業所と調整をしっかりと行うようにしてください。

- 5 新規、変更にかかわらず、介護保険被保険者証は、申請時に添付してください。

- 6 提出前に、記入の漏れがないかよく確認してください。

※ 市外の地域包括支援センターを利用する要支援1・2の方については書式が別になりますので、高齢者福祉課へご連絡ください。

【担当】 〒287-8501

香取市佐原口2127番地

香取市役所 高齢者福祉課 保険管理班

電話 0478(50)1208